

令和4年（行ウ）第302号・同第446号・同第383号

神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件

原告 〇〇〇〇 外9名

参加原告 〇〇〇〇 (上記第383号事件原告)

被告 千代田区長 樋口高顕 外1名

準備書面（1）

2023（令和5）年3月9日

東京地方裁判所民事第2部Bd係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 山下 幸 夫  代

参加原告訴訟代理人弁護士 大 城 聡 

同 福 田 隆 行  代

同 熊 澤 美 帆 

同 久 道 瑛 未  代

原告らは、被告準備書面（1）に対し、以下のとおり反論する。

第1 被告準備書面（1）に対する認否

1 被告準備書面（1）「第1」について

各証拠に記載があるという限度で認め、その余の事実を否認する。主張は争う。

2 被告準備書面（1）「第2」について

認否の必要な事実はない。

3 被告準備書面（1）「第3」について

（1）1について

認否の必要な事実はない。主張は争う。

（2）「2 主張①について（…）」について

ア （1）について

認否の必要な事実はない。主張は争う。

イ （2）について

事実は、甲B6号証に記載があるという限度で認め、その余の事実を否認する。主張は争う。

ウ （3）について

事実は、各証拠に記載があるという限度で認め、ウ記載の事実を不知、その余の事実を否認する。主張は争う。

エ （4）について

認否の必要な事実はない。主張は争う。

オ （5）について

争う。

(3)「3 主張②について(…)」について

ア (1)について

認否の必要な事実はない。

イ (2)について

認否の必要な事実はない。主張は争う。

ウ (3)について

東京都積算基準の記載について、甲B17号証記載の限度で認め、その余の事実は否認する。主張は争う。

エ (4)について

認否の必要な事実はない。主張は争う。

オ (5)について

事実は否認し、主張は争う。

カ (6)について

認否の必要な事実はない。主張は争う。

(4)「4 主張③について(…)」について

認否の必要な事実はない。主張は争う。

4 被告準備書面(1)「第4」について

(1) 「1 本案前の主張の補充」について

不知。なお、原告は別途、被告の変更を行う予定である。

(2) 「2 本案の主張に対する反論」について

認否の必要な事実はない。主張は争う。

5 被告準備書面(1)「第5」について

認否の必要な事実はない。主張は争う。

第2 被告準備書面(1)に対する反論及び原告らの主張補充

1 区議会における3つの虚偽答弁について

ア 既存の街路樹を伐採しないと道路整備できないとの答弁(須貝答弁)

被告は、被告準備書面(1)において、「千代田区は、本件街路樹を移植できないからという理由のみで伐採するのではなく、安全安心に通行できる道路整備という本件工事の目的が、本件街路樹が既存の位置にあるままでは達成することができないこと、及び本件街路樹の移植適性度診断の結果、本件街路樹の根鉢内に上下水道やN T Tが通過しており移植ができないという理由で、本件工事の施行上必要だから伐採するものである」と主張する(被告準備書面(1)6頁)。

被告によれば、「本件工事区間の歩道につき2メートル以上の有効幅員を確保する必要がある旨の千代田区の判断に合理性があること、また、現状、上記歩道の有効幅員は広い遠頃でも1.7メートル程度しか確保できておらず(……)かつ、同区間におけるパーキング・メーターの全廃が困難なため車道側にスペースを確保することができない

以上、同区間において2メートル以上の有効幅員を確保するためには、本件街路樹を伐採するほかない」（準備書面（1）15～16頁）とのことである。

しかしながら、前回口頭弁論期日で原告訴訟代理人が指摘したように、被告の主張は、参加原告の主張に対する反論になっていない。

2022（令和4）年8月8日付訴状9頁記載のとおり、神田警察通りガイドラインに従い、神田警察通りの道路整備を「車線数を4車線から3車線に減少し、駐車レーンを原則廃止するなどの整備を行い、自転車中心から人と賑わい中心の道路へと転換を図る」（甲B2、5頁）ように実施すれば、既存の街路樹であるイチョウを伐採しないで、「当初の目的の自転車歩行空間、そして、歩道を拡幅して、歩行者空間を確保していく」ことは可能である。

被告は、当該部分に関する認否を明らかにしていない。本件訴訟の争点を明らかにするため、被告は当該部分に関する認否を明確に行うことを求める。

神田警察通りガイドラインに従い、神田警察通りの道路整備を「車線数を4車線から3車線に減少し、駐車レーンを原則廃止すれば、本件街路樹を移植する必要は生じず、2メートル以上の有効幅員を確保することも可能である。

（求釈明）

車線数を減少し、駐車レーンを原則廃止とした場合、既存の街路樹であるイチョウを伐採しないで安心して通行できる道路整備という本件工事の目的を達成できるか否か、被告の認識を明らかにされたい。

イ 10か年にわたって議論し、共通理解が図られているとの答弁

被告は、「印出井部長の答弁のうち、「10か年」というのは、街路

樹の保存か伐採かについて議論を行った期間のことではなく、本件通り沿道の道路整備等について議論を行った期間を述べたものである」（被告準備書面（１）１７頁）と主張した。

被告は、「１０年間にわたって、地域と協議を行い、その中で共通理解を得た」わけではないことを認めたのである。

また、「印出井部長の上記答弁は、地域の区民の間ではなく、あくまで本件協議会において、本件工事の方向性につきほぼ同協議会の委員の全会一致で合意形成された旨述べているものである」（被告準備書面（１）１８頁）と被告は主張する。

さらに、被告は、沿道協議会の委員の中に本件工事区間の沿道に住む区民がいないことを認めた（準備書面（１）７頁）。

すなわち、被告は、本件街路樹の伐採に関しては１０か年にわたる議論は行っていないこと、本件協議会の委員に本件工事区間の沿道に住む区民がいなかったことを認め、本件地域で本件街路樹の伐採が地域の全会一致ではないことを認めた。これは被告が印出井部長の答弁が虚偽であったことを自白したに等しい。

本件の被告である樋口高顕千代田区長が、本件街路樹の伐採に関して、本件街路樹の伐採に関しては１０か年にわたる議論は行っていないこと、本件協議会の委員に本件工事区間の沿道に住む区民がいなかったこと、本件街路樹の伐採に賛成と反対で地域住民の中で意見が別れていることを、行政の責任者として裁判において正式に認めたのであるから、千代田区はこのことをもって直ちに本件工事を中止すべきである。

ウ 沿道の方々との思いの乖離があるとすれば対立にならないような形で進めていきたいとの答弁

被告は、「これらの意見交換等を経た結果、同区は、本件通り沿道地域におけるこれ以上の対立激化を防止すべく、これ以上の議論の場を設けない旨判断した」、「千代田区の対応が、結果として、参加原告をはじめとする一部の区民の意に沿わなかったとしても、そのことをもって印出井部長の上記答弁が虚偽であるなどと評価されるべきでない」（被告準備書面（１）２０頁）と述べる。

まず、そもそも、住民の理解を得るべきまちづくりにおいて、「対立激化を防止すべく、これ以上の議論の場を設けない」というのは本末転倒であることを指摘したい。

さらに、被告は、少数の一部の区民だけが反対しているかのごとき主張を行っているが、この点にも重大な誤りがある。

被告は、千代田区が２本の街路樹伐採を「強行した」との点は「否認ないし争う」と認否し、「本件工事契約に基づき適正かつ適切に現場着手されたものである」（準備書面（１）８頁）とする。しかし、被告が「適正かつ適切に現場着手」（すなわち本件街路樹の伐採を「強行」）した後である令和４年７月１１日の企画総務委員会には街路樹を伐採しないで道路整備を求める陳情が３２６人の署名で提出された（甲Ｂ１１）。２週間あまりで３００名ほどの追加署名が集まり、追加署名を合わせると署名は６０４人となった（甲Ｂ３０）。これに対して、同日提出された街路樹を伐採して道路整備を早期に進めることを求める陳情の署名は１３３人であった。

上記の他に、令和３年１２月２３日には、「神田警察通り整備において街路樹の伐採を止めるよう求める陳情」の署名が１５３名集まった（甲Ｂ３１）。

被告は、街路樹を伐採しないで道路整備を求める原告ら近隣住民を「一部の区民」と矮小化するが、このような姿勢は地方自治を担う執

行機関として著しく不適切である。

原告は、被告に対して、「千代田区の対応が、結果として、参加原告をはじめとする一部の区民の意に沿わなかったとしても、そのことをもって印出井部長の上記答弁が虚偽であるなどと評価されるべきでない」との主張を撤回して、謝罪するように強く求める。

被告は、「対立にならない形で進めていきたい」「対話の下で道路整備、公園整備、まちづくりを進めていく」とする印出井部長の答弁も「虚偽であるなどと評価されるべきでない」と主張しているようである。

しかし、被告は、対立にならない形で進めていきたい、対話の下で道路整備を進めていくように努めるとの答弁が虚偽でないと主張する一方で、本年2月6日未明、原告ら沿道近くに住む区民に事前に一切知らせることなく、本件街路樹のうち4本を伐採した。

被告は、2022年6月30日に街路樹を伐採しない試掘工を行う際に、①変更を生じる場合は地域住民に事前に連絡すること、②作業にあたっては木の根に影響がないように努めることを工程表に記して、原告ら地域住民に交付した。これを受けて、原告ら地域住民は、同年7月3日付けで、工事説明会を開催すること及び工事に関する資料の提供を求める要望書を提出した。被告は、同要望書の内容について否定する見解を地域住民に対して伝えていないし、上記の①及び②についてその約束が失効した旨を伝えたことはないその後、被告は、工事は中断していた。このような事実経過をみれば、被告と地域住民との間で、中断していた工事を再開するにあたっては、事前に地域住民に連絡し、どのような工事をどのような手順で行うかについて工事説明会を開催するとの合意が成立していたというべきである（甲B32抗議文）。

しかし、被告は、原告ら地域住民に対して、事前に連絡することもなく、また、工事説明会を開催することなく、本訴訟が係属している中、本年2月6日未明に本件街路樹のうち4本の伐採を強行した。

このような道路整備の進め方が、「対立にならないような形」ではないことは明白であり、上記4本の伐採が「対話の下」に行われたこともまた明らかである。被告の上記行為が印出井部長の答弁が虚偽であったことを自ら証していると言わざるを得ない。

被告が印出井部長の答弁に関して虚偽ではないとの主張を維持するのであれば、訴訟上の信義則（民事訴訟法2条）に基づき、原告ら地域住民との対話を行い、対立にならないような形で神田警察通りの道路整備を行うべきである。

原告は、被告に対し、被告が印出井部長の「対立にならないような形で進めていきたい」「対話の下で道路整備、公園整備、まちづくりを進めていく」との答弁が虚偽ではないとの主張を維持するのであれば、訴訟上の信義則（民事訴訟法2条）に基づき、本訴訟の裁判所の関与の下、原告らと対話を行うことを求める。

2 本件決議が地方自治法96条に違反し、無効であること

被告は、「仮に、千代田区職員の答弁の一部に不正確な内容のものが含まれていたとしても、そのことをもって直ちに、本件工事契約締結に係る事務処理が「住民の代表の意思に基づいて適正に行われることができない」ということにはなり得ない」と主張する（被告準備書面13頁）。かかる被告の主張では、「答弁の一部に不正確な内容のものが含まれていたとしても」「不正確な答弁」（同14頁）として、意図的に「虚偽」の答弁の場合が除外されている。

（求釈明）

被告は、不正確な答弁の場合を想定して縷々主張を展開するが、虚偽の答弁の場合については、原告の主張を争わないのか否か明らかにされたい。また、仮に虚偽の答弁の場合にも原告の主張について争うのであれば、虚偽の答弁で、被告の主張が不正確な答弁を想定した場合と同一か否かについても明らかにされたい。

3 本件決議の無効と本件契約締結の違法の関係について

本件決議が地方自治法96条1項5号の趣旨に反して無効である場合、本件契約締結は、実質的には同号に基づく議決を経ていないのと同じであるから違法となる。このような議決を経て締結された契約は、地方自治法96条1項5号違反であり、契約締結に関する行政の裁量権逸脱や濫用以前の問題である(2023年8月8日付訴状22頁～23頁参照)。

4 本件契約が地方自治法2条14項等に違反し、違法であること

(1) 「枯損木」について

被告は、「本件街路樹の伐採に要する費用は、本件工事の実施に当たり何ら不必要な経費などではない以上、かかる経費の支出を伴う本件工事契約締結が、法2条14条(ママ)及び地方財政法4条1項に違反するものではないことは明らかであるため、所論は失当である」と主張する(被告準備書面21頁)。

しかしながら、前回口頭弁論期日で原告訴訟代理人が指摘したとおり、被告の主張には不明瞭な点が多い。原告が再反論するために、以下の点を明らかにしていただきたい。

(求釈明)

- ① 被告は、「「枯損木」についての学術的ないし法的な定義は不明である」(準備書面9頁)とするが、被告が本件契約締結時に「枯損

木」をどのように定義し、認識していたのか明らかにされたい。

- ② 被告は、「高木の伐採等について、「枯損木伐採工」「枯損木抜根工」と表記することは、東京都積算基準に、「高木撤去」「高木伐採工」「高木抜根工」等の施行単価が存在しないため、慣習としてなされていることである」（準備書面 22 頁）と主張するが、「慣習」であることを基礎付ける事実を明らかにされたい。特に、地方財政においては、地方自治法 2 条 14 項、地方財政法 8 条の規律があり、住民監査請求の制度も存在するため、行政内部のみではなく、住民にとって「慣習」であることを示す事実を具体的に示していただきたい。
- ③ そもそも、「高木撤去」「高木伐採工」「高木抜根工」等の施工単価が存在しないのは、高木を伐採すること自体が想定されておらず、許されていないからなのではないか。異なる項目であっても、自由自在に基準を適用できるのであれば、基準を定めた意味はない。「枯損木」ではない高木の伐採に関して「枯損木伐採工」等の東京都積算基準を適用することに関して、本件契約締結時以前に、被告が東京都の見解を確認していたか否か明らかにされたい。被告が確認していた場合には東京都の当該見解を明らかにされたい。

（2）本件工事区間と I 期区間における「景観の連続性」について

被告は、「I 期区間の街路樹と異なり、本件街路樹が植栽されたのは戦後のことである」「本件工事区間と I 期区間における「景観の連続性」なるものはおよそ観念し得ないというべきである」として、「地方財政法 8 条違反をいう所論は、本件街路樹の価値なるものをそもそも見誤っていると解される」と主張する（被告準備書面 23 頁）。

しかし、被告の主張は、次のとおり、理由がない。

第一に、被告は、「本件街路樹が植栽されたのは戦後のことである」として“最近”であるかのように主張しているが、今年が戦後78年であり、戦後であるから価値がないといわんばかりの主張は前提を欠く。

第二に、被告は、本件街路樹伐採を正当化したいと考えた結果、I期区間と本件工事区間（II期区間）の「景観の連続性」まで否定している。

しかし、本件工事区間は、I期区間と合わせて「歴史・学術ゾーン」と位置付けられ（甲B2、10～13頁）、I期区間の街路樹と本件街路樹は、歴史的景観的に連続した価値を有している。I期区間と本件街路樹の景観について、紅葉時の写真（甲B33）を提出する。

I期区間と本件工事区間は、立地としても、同一の通りにおいて連続している場所である（甲B34）。

また、II期区間は、東京大学発祥の地であり、同志社英学校（後の同志社大学）の創立者である新島襄生誕の地であるという歴史的価値を有している（甲B33）。その意味でも、I期区間と本件工事区間は、歴史的景観的な価値を有している。

被告の主張は、上述のとおり、神田警察通りガイドラインに反するものである。神田警察通りガイドラインにおいて、I期区間と本件工事区間は合わせて「歴史・学術ゾーン」と位置付けられている（甲B2、10～13頁）。「歴史・学術ゾーンのガイドライン」では、「①街路樹と沿道緑地の協調による緑の十字骨格の創出」の中で「実施すべきもの」として、「緑の基軸としての街路樹の保全・育成」が位置付けられ、「豊かに育った既存の街路樹を活用する（白山通りのプラタナス、共立女子前のイチョウなど）」と記され、既存の街路樹が活用されることが明記された（甲B2、10頁）。「歴史・学術ゾーンでの沿道空間形成の提案」においても「既存のイチョウ並木の保全・活用」がイメージ図の中で明確

に示されていた（甲B2、12頁）。

被告は、行政として尊重すべきである神田警察通りガイドラインに反する主張を展開しており、この点からも全く理由がない。

（求釈明）

被告の「本件工事区間とI期区間における「景観の連続性」なるものは、およそ観念し得ないというべきである」という主張と行政が尊重すべき神田警察通りガイドラインとの関係をどのように認識しているのか明らかにされたい。

（3）裁量権の逸脱又は濫用があること

ア 本件訴訟で問題となる違法性について

被告は、「同契約が私法上無効とされない限り、同契約の履行として前払金や残代金を支出することが違法ではない」（被告準備書面（1）24頁）としている。

本件訴訟においては、請求の趣旨第1項は、支出以前に、本件契約自体が違法であることに基づく損害賠償請求であって、本件契約が無効であることまで要求されるものではない。

最判平成20年1月18日判決は、住民が、宮津市が丹後地区土地開発公社から土地を購入するためにした公金支出が違法であることに基ついて損害賠償請求をするものである。それゆえ、公金支出が違法であるとするためには、本件契約が無効であることまで必要と判断されたものであり、請求の趣旨第1項とは事案をことにする。

請求の趣旨第2項については、仮に、本件契約が無効であることまで要求されとしても、虚偽答弁がなされた場合には、「住民の利益を保障するとともに、これらの事務の処理が住民の代表の意思に基づいて適正に行われること」ができないのであるから議決は無効であり、

かかる議決に基づき締結された契約は実質的に議決を経ていないのと同じであり、違法であるから、最判平成20年1月18日にいう「特段の事情」が認められる。また、原告が2022年8月8日付訴状29頁から40頁で主張する(ア)から(ク)の各事実は、裁量権の逸脱又は濫用を基礎付ける事実であると同時に最判平成20年1月18日にいう「特段の事情」が認められることを基礎付ける事実である。

イ バリアフリー法に関する解釈の誤り

被告は、「千代田区が、本件工事区間の歩道について2メートル以上の有効幅員を確保するためには本件街路樹を伐採する必要がある旨判断していること」を認め、その判断について、「千代田区は、本件施行規則に経過規定が存在しないという形式的な理由だけでなく、移動等円滑化法及び同法施行令の趣旨及びこれらの法令に基づいて策定された円滑化ガイドラインの趣旨等も勘案した上で、本件工事区間の歩道について2メートル以上の有効幅員を確保する必要がある旨判断したものである」とする(被告準備書面10頁)。そして、被告は、「特定道路の歩道の有効幅員を2メートル以上にすべきとの千代田区の判断に何ら不合理な点はない」と主張する(被告準備書面30頁)。

被告が「本件施行規則に経過規定が存在しないという形式的な理由」だけではなく、実質的に本件工事区間の歩道について2メートル以上の有効幅員を確保する必要があると判断したのであれば、バリアフリー法に適合するために本件施行規則に経過規定を追加するか否か、あるいは(被告は被告準備書面29頁で否定しているが)本件施行規則を柔軟に解釈できるか否かを検討したものである。

(求釈明)

本件では、被告が本件工事区間の歩道について2メートル以上の有

効幅員を確保する必要があると判断が、本件街路樹を伐採する理由の一つとなっている。そこで、以下の点を明らかにされたい。

- ① 被告が本件工事区間の歩道について2メートル以上の有効幅員を確保する必要があると判断した時期を明らかにされたい。
- ② この判断のための検討を行った会議等があれば、会議等の開催日時、参加者を明らかにし、会議等の議事録等の記録があれば証拠として提出するように求める。

(4) 工事の一時中止の通知をしなければならないこと

被告は、「本件工事は、あくまで本件工事区間の道路整備を目的とする工事であって、本件街路樹を伐採するための工事ではない。それゆえ、本件街路樹を伐採できないという一事をもって、本件工事を施工できないと認めることは困難である」(被告準備書面(1)33頁)と主張する。

原告らは、一貫して本件街路樹を伐採せずに道路整備することを求めているだけである。本件街路樹の伐採せずに本件工事が施工できるのであれば、それはまさに原告らの要望と合致する。

この観点からも、原告は、被告に対し、本訴訟の裁判所の関与の下、原告らと対話を行うことを求める。

以上